

INFORMATION

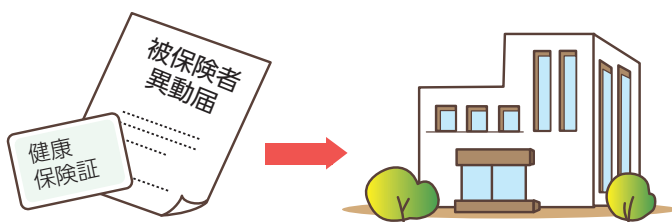
ご就職おめでとうございます。

新しい環境が始まる4月。扶養する家族の健康保険証の資格喪失はありませんか。

就職したとき

被扶養者（異動）届とともに、
対象者の保険証を会社に返却してください。

被扶養配偶者や扶養する子どもが就職し、別の健康保険組合に加入した場合や、収入が基準額を超えるなどして扶養要件を満たさなくなった場合は、ご家族（被扶養者）は扶養からはずれません。



パート・アルバイトの方の社会保険適用拡大（短時間労働者）

2016年10月1日から、パート・アルバイトの方の社会保険加入の基準が変わりました。1週の所定労働時間および1月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者となります。また、4分の3未満の場合でも下記の5つの要件をすべて満たした場合、健康保険の被保険者となります。被扶養者であるご家族が勤務先で健康保険に加入する場合は、すみやかに扶養削除の手続きをしてください。

- 1 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- 2 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- 3 月額賃金が8.8万円以上であること
- 4 学生でないこと
- 5 常時501人以上の被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること

こんな場合も、保険証は必ず返却してください。

会社を退職したとき

保険証が使用できるのは退職日まで。5日以内に退職した会社に返却してください。

任意継続被保険者でなくなったとき

再就職して別の健保に加入した場合などは保険証を返却してください。

75歳になったとき

75歳の誕生日を迎えると後期高齢者医療制度に加入するため、保険証は返却してください。

保険証の
返却時には、
これらのご返却も
お忘れなく！

● 70歳以上の方は「高齢受給者証」

70歳以上75歳未満の方には、自己負担する割合が記載された「高齢受給者証」を交付しています。保険証を返却する際には、高齢受給者証の返却も必要です。

● 「限度額適用認定証」

限度額適用認定証を申請して利用していた方が、被保険者、被扶養者の資格を喪失したときは、保険証とともに限度額適用認定証の返却もお願いします。